

# 税務課からのお知らせ

【生活困窮者等への配慮】  
生活困窮や事業の業績不振による滞納者の方にも随時納税相談に応じています。

お問い合わせ  
税務課 担当 高橋（俊）  
☎ 37-2193

● 日時 10月17日（木）  
18日（金）  
午後6時から午後8時まで

● 場所 税務課相談室

● 受付 予約制です。  
※事前に電話でお申込み下さい。

● お問い合わせ

## 夜間納税相談の実施

仕事などの事情により日中の納税相談が困難な方を対象とした「夜間納税相談」を開設します。予約制で、他の納税者と一緒になることはありません。相談の秘密は守られますのでぜひ、ご利用下さい。

# 10月は滞納整理強化月間です！

## 仙南広域行政滞納整理課に徴収移管しています！

《仙南広域滞納整理課とは？》  
平成17年度に二市七町の滞納整理を目的に仙南地域広域行政事務組合の組織として設置されています。

滞納整理課は、徴収の専門組織です。文書による催告に応じない滞納者は、不動産・預貯金・給与年金の差押など法に基づき厳正な執行が行われています。

《最終通告（移管通告）とは？》  
町では、再三の催告や納税相談に応じない滞納者を組合に移管しています。移管前には、最終通告（移管予告通知）を行っています。この通知が届いた方は、移管候補者になっておりますので、早急に納付または納税相談をしてください。

年金受給者のみなさまへ

## 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年10月下旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、11月30日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

●お問い合わせ 大河原年金事務所（☎0224-51-3112）



## 普段から自分の健康を意識しましょう！ 健康日本一の町を目指してあなたもチャレンジしてみませんか！

住民総合健診の結果はいかがでしたか？結果が芳しくなかった方は今こそ一念発起！自分の健康のため生活習慣を見直しましょう。結果が良かった方はその調子！今までの取組を継続しましょう！さて、貯健手帳の取組がスタートして1年半が過ぎました。取組の結果、ポイントがたくさん貯まった方も多く見受けられますので、商品との引き換えを行います

### 《商品の引換方法》

- 受付期間 平成25年10月1日～15日
- 場所 七ヶ宿町保健センター
- 持参するもの 貯健手帳、ポイントカード（すでにお持ちの方）、ポイントカードを持っていない方にはその場で発行します。
- 引換商品は貯まったポイントに応じて、年代に関係なく商品を選ぶことができます。
- 平成26年2月に最終の引換を行います。

	高齢者の方におすすめ	大人の方におすすめ	中高生におすすめ	小学生におすすめ	幼児におすすめ
10,000 ポイント (3,000円相当)	血圧計 	体重計 	電動歯ブラシ 	目覚まし時計 	ブロック 
3,000 ポイント (1,000円相当)	グラウンド・ゴルフボール 	ヨガマット 	ファイテン プレスレット 	図書券 	パズル 
1,500 ポイント (500円相当)	歯ブラシ 	ファイテン パワーテープ 	シャープペン 	えんぴつ 	パステル 

### ■ 10月のボーナスポイントの対象事業は次のようなものになります。

対象事業へのご参加をお待ちしています。参加したら貯健手帳に記録しておきましょう！

- ・健康相談 ・運動教室げんき塾 ・親子陶芸教室 ・町長杯グラウンドゴルフ大会 ・ふるさと祭り
- ・七ヶ宿湖一周ウォーキング ・趣味のサークル活動 ・元気な地域づくり事業や清掃活動などの地域の行事

▷お問い合わせ 総務課プロジェクト推進室（☎37-2194 担当：今野）